



イスラーム研究所

ニュースレター

مختبر دراسات الشريعة

Vol.8 No.3

平成22年度第2回講演会開催 「インドネシアにおけるイスラーム法の現状」

平成22年10月16日、本年度第二回目のイスラーム講演会が文京キャンパスで開催されました。今回はインドネシアの女性イスラーム法学者ファーイザ・アリー・シプロマリシ博士を招いて「インドネシアにおけるイスラーム法の現状」と題して、講演していただきました。ファーイザ博士はエジプトのアズハル大学でハディース学とクルアーン解釈学の博士号を取得しており、インドネシアにおいて非常に著名なイスラーム法学者です。同大学の博士号を取得しているインドネシア女性は数名しかいないとのことです。講演内容は二部に分けて行われ、一部は「インドネシアにおけるイスラーム法の適用の経緯」、二部は「インドネシアにおけるイスラーム的慣習」でした。一部はアラビア語にて、二部はインドネシア語で講演が行われ、遂に日本語に通訳されました。以下に講演内容を紹介します。

I. インドネシアにおけるイスラーム法適用の経緯

1 イスラームを国教としないムスリム多数国

インドネシアは、その国民の大多数がムスリムであるにもかかわらず、イスラームを国教する国家でもなければ、世俗国家でもないと解釈されています。しかし、その大多数の人々に対しイスラームに則った法律を施行する機会が与えられています。イスラーム法を正式な国の法律として制定するための取り組みは、インドネシア国家の設立から現在に至るまでの歴史の発展のあらゆる段階で、常に行われてきました。

2 イスラーム法とパンチャシラ

国内法の法源としてのイスラーム法を施行するには、インドネシアが宗教に基づく国家ではなく、パンチャシラ（建国5原則）に基づく国家であることから、それらの法が建国5原則と調和している必要があります。とは言え、インドネシア政府は全ての国民に宗教儀礼を行う自由と保障を与えています。

3 インドネシア国民へのイスラーム法の影響

イスラーム法は、慣習法と西洋法とともに、国内法を形成する1つの法源と見なされています。とくに、イスラーム法は、インドネシアの様々な社会の中で主要な法的規範や価値判断の部分で多くの役割を果たしてきました。

それは不思議なことではありません。なぜなら、イスラーム法は、インドネシアにイスラームが伝えられて以来、実際に施行されてきたからです。

4 イスラーム法施行の試みと努力

(1) 成果：1974年第1号婚姻法と1991年イスラーム法大全の成立

国内法の中にイスラーム法を適用させるプロセスを進展させるためには、それに関わる全ての機関の参加が必要とされます。それは、ルー

リングエリートと呼ばれる政治家や国家の高級官僚たちとともに、イスラーム法学者、社会組織の指導者、宗教関係者やムスリムの文化人などが参加することです。

この努力はインドネシア共和国の全ての国民に適用される、1974年第1号婚姻法と1991年イスラーム法大全の婚姻法成立という結果をもたらしました。

このようにして、この二つの法は国内法の一部となりました。そして、それは、クルアーンと預言者のスンナ（慣行）、イスラーム法学者たちのイジュマーウ（意見の一一致）、そしてイスラーム法の意図と矛盾しない限りにおいて、インドネシアの習慣および伝統との調和がなされた法学者たちのイスラーム法解釈によって抽出されたものです。

(2) 1974年第1号法および結婚に関するイスラーム法大全の法令の特徴

結婚に関する1974年第1号法およびイスラーム法大全の法令の特徴は次のようなものがあります。

たとえば、政府への結婚登録です。（これは、登録されていない結婚契約は承認されないということを意味しています）

また、結婚できる最低年齢は「男性は19歳、女性は16歳」としています。そして、離婚の際には共有財産は分割されることや、結婚契約の時に結婚の条件を文書にて示すこと、離婚は裁判所にて成立すること、夫が他に結婚を望むのであれば妻の承諾を得ること、妻は離婚の原因となる事柄たとえば夫の浮気、妻に対する背信行為、あるいは家庭内暴力によって裁判所に離婚を訴えることができることなどをあげることができます。

次にインドネシア社会における結婚生活、衣服、それから祝祭と食べ物、加えて葬式について話したいと思います。

II インドネシア社会におけるイスラーム的慣習

1 子供が誕生した時の儀式

十分な経済力のある大多数のイスラーム教徒は、子供が誕生すると預言者ムハンマドのスンナ（慣行）に従い、“Aqiqah”という儀式を行います。親は、アッラーに対し子供を授かったことへの感謝の証として、生れた子供が女の子なら山羊を1頭、男の子なら山羊を2頭屠畜します。その肉は料理され、親類縁者や友人などAqiqahに招待された人たちの食事に出されます。

招待客は喜びの証として赤ん坊にプレゼントを持参します。人が集まったところで預言者ムハンマド生誕の読み物が読まれた後、招待客によって赤ん坊の断髪式が行われます。これは形式的なもので、招待客が髪の毛を2・3本だけ切るか、あらかじめ少量の香水を塗った手や、花を浮かべた水で赤ん坊の頭を撫でたりします。この時、基本的には



講演するファーイザ・アリー・シプロマリシ博士

父親が、その子に名付けた名前を招待客に披露します。

もし両親が1頭の山羊を準備することができなかった場合は、通常一番近い親類だけを招待し、簡素な祝宴を催すことになります。その時の食事は、鶏肉と野菜類で料理された簡素なものになります。子供の名前は、そのときに発表されますが、断髪式は行われません。

2 割礼

次に割礼についてお話をします。

割礼は、男の子が生後1週間から1ヶ月で行われるアラブ諸国の習慣とは異なり、通常5才から7才のときに行われます。この割礼は裕福な家庭のそれぞれの家で行われるもので、その後パーティーが開かれ、親類縁者や家族の知人が招待され、招待客は割礼を受けた子どもにプレゼントやお金をあげます。このプレゼントのおかげで男の子は割礼を喜ぶというわけです。

男の子とは違い、女の子の場合は、男の子の割礼のようなパーティではなく、生まれて1週間から1ヶ月くらいのときに密かに行われます。というのは女の子の割礼はイスラーム法的義務ではなく、ただ名誉であるという程度なので、インドネシアでは全ての両親が女の子に割礼を受けさせるわけではないからです。

加えて厚生省は将来結婚の障害になることや健康上の理由から女の子の割礼を禁止しています。しかしこの禁止はほとんどのイスラーム教徒により拒否されています。それはインドネシア・イスラーム学者評議会が、割礼により赤ん坊の健康が危険にさらされるという証明がないということだけではなく、これは国家による宗教儀礼に対する干渉だとして、これを拒否するよう指示しているからです。

3 結婚契約儀式

次に結婚についてですが、

結婚式は、男性側の家族（後見人となる父親）が女性側の家を訪ね、結婚の許可を得る求婚式のあとに行われます。承諾された場合は結納金、日取り、結婚費用、場所の決定や披露宴をめぐる話し合いが始まります。結婚式は新婦が中級または一般の家庭出身であれば、通常新婦側の家で行われ、裕福な家庭の出であれば新婦が居住する地区のマスジド（礼拝堂）で行われます。この結婚契約式は披露宴の数日前または数時間前に行われています。

この式には、新郎、新婦側からそれぞれ敬意を払っている人に限り、招待され出席します。結婚契約では、新婦はフリー（後見人）をたてますが、父親が健在であれば新婦の父親が、既に亡くなっている場合には兄、または伯父または宗教局職員が代わりに行います。婚姻の契りの際には、後見人が新郎の手を握り信仰告白「ラーイラー・イッラッラー、ムハンマドン・ラスールッラー」を唱え、新郎に「私は結納金…ルピアを以って誰それと誰それを結婚させます」と申し出を行います。そして新郎は信仰告白を唱えた後、「私は結納金…ルピアを以って誰それとの結婚を受けます」と応答します。

続いて後見人が出席者に新郎の応答は正しいか、つまり問題がないか質問します。もしまだ迷いがあるようであれば、出席者は新郎が自信を持って言えるまで繰り返すように求めます。この契約の後、希望すればta'lîk nikah「結婚の生活」の教えが読まれ、式が続けられます。その後宗教指導者、あるいはその役割を担った人物により、結婚についてアドバイスが与えられた後、結婚生活が幸せで永くあるよう、また神への信仰を持った子孫繁栄を願う祈りをもって完了します。

4 結納金

マハル（結納金）については、花嫁に渡されるべきその額は、新婦とその家族の社会的地位と両家の合意によります。当然金額は農村部よりも都市部でのほうが大きくなります。農村部の新婦は素朴で多くを要求しない一方で、都市部では田舎よりもはるかに物価が高いため結婚費用も高くなるからです。通常、結納金の金額は1ヶ月分の給料よりもはるかに多く、もし新郎が富裕層なら尚のことです。

5 結婚の慣行に対する若年世代の見解

イスラームにおける結婚に対する考え方は、まず結婚して家庭を築くことは人間の基本的な本能であると言う事です。人類は生物として伴侶を伴うことを運命づけられており、伴侶を見つけようとするように創造されているのです。そのように神が決められたのです。「われは、全てのものが対になるように創った、それはあなた方が（神の偉大さを）忘れないためにである。」（クルーン51章49節）。

結婚する動機や目的は当然人によって様々ですが、まとめると、結婚する第一の目的はアッラー（全ての栄光と尊れを）の命令に従うこと

です。結婚の勧めについてクルーン24章32節に次のように記されています。「あなたがたの中独身の者、またあなたがたの奴隸の男と女で廉正な者は、結婚しなさい。かれらがもし貧しければ、アッラーは恩恵により裕福にされよう。…」

また第二の目的は預言者ムハンマドのスンナ（慣行）に従うことです。預言者の言葉に“だれでも結婚できるのに、結婚しようしない者は、私の共同体に属するものではない”（ハディース：サブラニとバイハキーの伝承集）。とあります。3つめは子孫を持つこと、4つめは自らの純潔を守ることができます。この4つめは精神の安定を生むことになります。

実際、結婚にはこれら以外にも結婚する者の精神的、肉体的健康、また親族関係を強くするなど、まだたくさんの崇高な目的があります。しかしながら若年世代の結婚慣行に対する今日の見解は変わりつつあります。注目すべきは、結婚数が離婚数よりも低くなったことです。

今日の結婚はますます厳しい問題に直面しています。宗教大臣Suryadharma Ali氏は、今年の8月ジャカルタで行われた全国サキナ（平穀）家族コンテストの閉会式において次に語りました。

『その問題の一つに結婚価値の脱イスラーム化があります。これまで結婚は崇高で神聖な行為と解釈されてきました。しかし、今は単に個人同士だけの問題で、宗教的、人道的な規範のない関係として認識されることが珍しくなくなりました。』

つまり、若者の間で離婚や不倫、婚前交渉、頻繁にパートナーを替えることが普通となり、負い目を感じなくなっているのです。そのような行いが、子どもたちの将来にとって悪い影響を与え、結婚における宗教的、神聖な価値をやがて無視するようになる恐れは十分に考えられます。

インドネシア宗教省のイスラーム社会指導局は離婚の原因を次のように発表しています。家族・家庭内の不調和6,723件、経済的要因24,252件、家庭の危機4,916件、嫉妬4,708件、多妻婚879件、強制婚1,692件、未成年婚284件、家庭内暴力916件となっています。(2009年3月22日 Republika Ahad)

6 一夫多妻制に対するインドネシア女性と若年世代の姿勢

婚姻に関する1974年法律第1号および婚姻に関するイスラーム法大全は、クルーンの4章3節に述べられているように、妻たちそれぞれに対し公平に処遇することが出来る限りにおいて一夫多妻を認めることができます。

条文では、複数の妻を持つことの許可条件について強調しているのです。夫が妻と子供に生活の糧を十分に与えられない場合、その人は公平であるとは言えないのです。このクルーンの節にも「だが公平にしてやれそうにもないならば、只1人だけ」とあります。つまり、一夫多妻婚を許可する条件は、公平に振舞えることであり、公平に振舞えなければ、一人の妻で十分だということです。

一夫多妻制を認める条件については結婚に関するイスラーム法大全によってより詳細に、そしてより明確に規定されています。たとえば妻が慢性的な病のために仕事ができなかったり、子孫を残すことができない場合などは、妻からの許可と共に裁判所からの一夫多妻婚の許可証がなければなりません。

一夫多妻婚は本来極めて満たすことが厳しく難しい条件を満たして初めて許可がおりるものなのです。よって一夫多妻制の目的は、取り



講演会会場風景

残された女性（妻たち）や子どもたちを守ることであり、危機から脱するための手段と言えるのです。その一方で多妻制を望む女性はいません。仕方なく一人の夫を他の女性と共有しているだけなのです。

婚姻に関して1974年法律第1号が全国民に適用されているにもかかわらず、一夫多妻制の問題のように、一部のイスラーム教徒はまだこの婚姻法ではなく、単純にイスラーム法解釈の実施を主張し、上記の婚姻法に反する、不適当な一夫多妻婚がたくさん横行していたとしても、それをイスラーム法上妥当であると考えています。しかし、一夫多妻制の結果離婚したケースは非常に多いのも事実です。（2008年の宗教省イスラーム社会指導局の記録によると、一夫多妻婚を原因とする離婚は879件に達する。）

婚姻に関する法律第1号とイスラーム法大全により、今では女性は妻としての権利の多くを知ることになりました。彼女らは夫が責任を果たさず女性の権利を満たさなかったり、家庭内暴力を行った場合、宗教裁判所へ離婚訴訟を申請することができるようになりました。

7 女性のイスラーム衣服

ジルバーブ（ペール）のような女性のイスラーム衣服は、独立以前また以後数年間はほとんど知られていませんでした。その根拠は、ある一人の少女が、自己の尊厳を守る証としてペールの使用を拒否したことあります。彼女からするとイスラーム教徒であること、アラブの人の服装を真似ることは関係がないという主張でした。

この事に関しては、ヒジャーブやジルバーブがアラブ人の服装ではなくクルアーンに書かれたアッラーの命令であることがまだ認知されておらず、ただアラビア文化だと思われていたためなのです。ヒジャーブやジルバーブは、まだ新秩序が力をもった独立初期の政権時代では知られておらず、それどころか国家教育大臣のDaud Yusuf氏は、高等学校の学生に学校へイスラームの衣服を着用してくることを禁止し、さらにはジルバーブを着用する学生を学校から退出させるという強硬な態度をとったほどでした。

しかし、現在はそのような禁止を拒み、強い態度でそれと戦ったイスラーム教徒のおかげで自由に着用できるようになりました。建国五原則（パンチャシラ）にあるように、唯一神への信仰を国家規範とするインドネシアでは、意思や信念に則ってジルバーブを着用してもかまわないので。国から禁止も強要もありません。

今日、ジルバーブは若い女性も含めて、インドネシア女性のあいだで非常に人気があります。ジルバーブは学校で着用されるだけでなく、会社や政府の公式行事や結婚披露宴でも着用されています。インドネシアでさらにジルバーブの人気を高めたのはジルバーブが芸能人にも着用されるようになったこともあります。以前ならイスラーム衣服を売る店を減多く見ることはありませんでしたが、現在では様々なイスラームファッショングや様々なスタイルや柄のイスラーム衣服の販売広告で雑誌が埋め尽くされているほどです。

8 遺産と女性

インドネシアにおける遺産問題は既に1974年法律第1号とイスラーム法大全によって整備されています。これはつまり遺産問題については既にイスラーム教徒全てに適用される国家の法律の一部分になったということです。この法律によれば、女子の遺産相続分は男子の遺産相続分の半分と決められています。今日もこの法律は効力を持ち、社会に認められています。

もちろん男女間の遺産を同じくするために政府決定を変える試みはあります。それは宗教省の性別に関する諮問評議会が提出した16の問題に関するイスラーム法大全改訂案の中にあります。それは、女性の遺産問題が性別、社会的多元性、民主主義の見解に則っていないとの主張です。しかし結果は彼らの提案は様々な筋から、とりわけ宗教省に抗議文を送りつけたウラマー評議会からの抗議を誘発しました。このような社会の反対を見て、宗教大臣Maftuh Basyuniはイスラーム法大全改訂案の提案を取り下げたのです。

9 インドネシア女性のイスラーム教育

イスラームの教えでは、教育は男性のみではなく女性にとっても義務であるとしています。この教えに則って、インドネシア政府は男女問わず国民に対して9年間の義務教育を施行しています。教育の目的は信仰心や敬虔さを身につける他、子どもの知的水準を高め、高等人材の世代をつくり出すことがあります。

そのため、それぞれ信仰する宗教に則り、政府は宗教科目を勉強すべき必須教科のひとつとして、子どもたちのため、小学校から大学ま

で準備しています。もちろん、ただ学問的知識習得に終わらず道德性により深い宗教の教えに精通した人物の育成を目標とし、そのための宗教科目の授業により多くの時間を割いているマドラサ（イスラーム系教育機関）やイスラーム寄宿学校や男女別のキリスト教学校などの私立学校もあります。

10 ハラール（イスラーム法上食べられる）食品

食べられる食品かそうでないものかという判断基準はイスラーム教徒にとっては明白です。しかし現在、市場に出回る多くの種類の食べ物や飲み物の成分のハラール性が疑われています。そこに豚の脂肪やウラマー（イスラーム法学者）が許容する一定値を超えるアルコールを含んだものなど、食べてはならない性質（ハラーム）のものがあるからです。

イスラーム教徒が落ち着き安心して食べ物や飲み物を消費するために、イスラーム学者評議会は、ボゴール農業大学と提携し、食品薬品化粧品検査研究所（LP POM）を設立して、食べ物、飲み物または薬の成分や原材料について調査、分析を行っています。その結果を受けてイスラーム学者評議会のファトワー委員会で協議され、認められるハラールの証明書あるいはラベルが発行されています。

イスラーム教徒にとってハラールかそうでないかということは非常に重要な問題です。なぜならハラームな食品は神が禁じたものだからです。もしハラールな食べ物とハラームな食品を混ぜようとする業者があれば、社会はすぐに気付き反応するでしょう。

望ましくない事態を回避するため、政府も市場に自由に出回っている食品、飲料、薬品の調査に介入します。たとえば最近ではアボン（乾燥肉でんぶ）の成分に豚肉を混ぜた牛肉アボン業者や、牛肉と一緒に猪の肉を販売した者が警察に逮捕されました。また同様に消費者の健康に大変危険のある高いアルコール度数のジャムー（伝統的な飲み物）商人も逮捕されています。

11 葬儀、埋葬について

イスラーム教徒の遺体の処置は当然、宗教の教えに従って行われます。体を清め、白い布で包み、マスジド（礼拝堂）で祈りを捧げた後、公共の墓地、あるいは家族や特定の財団の所有する私有墓地に埋葬されます。当然、私有墓地よりも公共の墓地のほうが埋葬料は安いです。同様に農村部の墓地の価格より都市の墓地のほうが遥かに高価です。

政府が所有する公共墓地は、相続人が埋葬時の埋葬費のほか、月極使用料、税金、および墓地管理費を支払うことが義務付けられており、もし毎月の支払いがなされない場合、その墓地は空き地と見なされ、管理者はその上から他の遺体を埋葬してよいことになっています。遺体の埋葬方法については基本的にイスラーム法に則しており、イスラーム教徒グループの間で大差は見られません。

死亡した最初の夜には、遺族は他人にお金を払い、故人の墓のうえでクルアーンを唱えるよう依頼するのが普通です。これは遺族の経済力により3日間、あるいは7日間続けられることがあります。また遺族は故人のために最初の夜、3日目、7日目、40日目に来訪者に食事をふるまい、祈りを捧げます。その他、遺族の金銭能力や、故人の社会的地位、あるいは故人にに対する家族の愛情により、百日目や千日目に同様に祈りの会をひらくこともあります。イスラームの教えは故人の来世での幸せを祈ることですが、その表現としてインドネシアでは以上のことが行われています。



質問者に耳を傾ける博士

第8回世界ハラール評議会（WHC）年次総会参加報告

イスラーム研究所シャリーア専門委員会委員 遠藤利夫

2010年9月30日（木）から10月3日（日）、トルコ共和国イスタンブール市で開催された世界ハラール評議会（WHC）第8回年次総会に拓殖大学イスラーム研究所シャリーア専門委員会委員長・武藤英臣客員教授と小生の2名が参加した。

今回の総会に参加した各国からのハラール認証団体は26団体で総勢50名であった。国別では、主催国のトルコをはじめインドネシア、マレーシア、オーストラリア、フィリピン、パキスタン、台湾、中国、日本、アメリカ、英国、オランダ、ベルギー、ドイツ、オーストリア、イタリア、イスス、南ア、マラウイ、ブラジル、コロンビアなどであった。

本総会はイスタンブール商工会議所支援のもとトルコの認証団体（GIMDES）がホスト役となって開催された。現在トルコはOIC（イスラーム諸国会議機構）の議長を務めており時宜を得た会議となった。会場はイスタンブール郊外にあるホリディ・イン・イスタンブル



ホスト役 トルコ GIMDES 会長

ルホテル内の会議場であった。今総会の主要テーマは毎年行われる世界ハラール評議会会長の選出と3年任期の事務局長およびメンバーシップ委員5名の選挙であった。

本会議はクルアーンの読誦から始まり、WHC事務局長、GIMDESのDr.Huseyin Kamil Buyukozer会長、農業省イスタンブル地方局長、OIC事務局長などによる挨拶が続いた。トルコの優良ハラール企業に対する表彰も行われた。海外からはマレーシア商工会議所代表がゲストスピーカーとして演説しマレーシアがハラールマーケットのリード役となっていることをアピールしていた。引き続き講演が行われた。テーマはハラールの重要性、ハラール食品とGMO、イスラーム法によるハラール屠畜、ハラール認証の国際標準化、ハラールマーケットの現状などで、その都度質疑応答があり会場は盛況であった。

翌10月1日はWHC事務局長および各委員会からの年間報告が行われた後、WHC会長他任期満了に伴う役員の改選が行われ、会長は南アのICOA代表Mr.Sheikh Thaffier Najjar、事務局長にインドネシアLPPOM-MUIのMr.Lukman Hakimが選出された。メンバーシップ委員会役員も入れ替えとなつた。

来年度の総会開催国については、ブラジルとアメリカから申し入れがあったがブラジルで開催することになった。



写真手前左：新会長 同右：新事務局長

イスタンブール「ハラール・健康製品展示会」参加報告

イスラーム研究所シャリーア専門委員会委員 遠藤利夫

2010年9月30日（木）から10月3日（日）の4日間に亘り「ハラール・健康製品展示会2010」がトルコの商都イスタンブールで開催された。トルコにおけるハラール展示会は今回が最初であった。今回の展示会は同市で開催された「世界ハラール評議会」の年次総会と平行して開催されたもので、会場は様々なイベント会場として使用されているCNR EXPOセンターであった。

同展示会用のパンフレットには協賛企業が68社ほど掲載されており、ハラールに対する企業の関心の深さが伺えた。展示会場での出店数は40社ほどであった。海外からはイランやマレーシアの企業がかなりのブースを占めていたのが印象的であった。出店内容は酪農製品をはじめとする食品の他、化粧品、イスラーム・ファッショングなど多岐にわたっていた。マレーシアで毎年開催されているハラール食品展に比べるとまだまだ規模は小さく来場者数も少ない



ハラール食品・健康製品展会場入口

が、ヨーロッパの玄関口という地理的特徴を生かしてハラール事業の発展を目指そうとする姿勢が感じられた。

トルコのムスリム人口は7,000万人であり、今後ハラールに対する関心の深まりとともに「ハラール食品展示会」も盛り上がりてくるものと予想される。



ハラール衣料品展示会場



会場風景

第1回インドネシア国際ハラールフォーラム

イスラーム研究所 科学委員会

7月23日～25日、ジャカルタで開催された第一回インドネシア国際ハラールフォーラム（同時開催：ハラールビジネス・食品展示会）に、拓殖大学イスラーム研究会科学委員会から3名の委員が参加した。このフォーラムは、インドネシアのMUI（インドネシアウラマ協会）と傘下のLPPOM（インドネシア食品・薬品・化粧品ハラール評価研究所）が主催し、副大統領がフォーラムの締めくくりをするなど、インドネシア政府要人も出席した催しであった。会議は、海外のハラール認証機関・ハラール製品輸出関係者を集めての国際ハラールフォーラム（写真）、ハラール性保証システム研修会、WHC（国際ハラール評議会）統一ハラール基準討議会の三部構成からなり、同時に開催された展示会では、国内外の食品・薬品・化粧品企業がハラール製品を展示した。

以下トピックスを報告する。



国際ハラールフォーラム風景

1) フォーラムのコンセプト

従来はマレーシアが、ハラールの国際展示会（MIHAS）・フォーラムを政府主導で積極的に進めてきたが、今回インドネシアが“国際ハラールビジネスの新たなパラダイム（範例）”と称して、第一回目の国際ハラールフォーラムを開催した。その背景には、LPPOM MUIが、インドネシア政府の支援を得て、ハラール製品の啓蒙、国際取引の管理監督、販促・情報センター化など、国際的ハラール活動の中心的役割を担おうとする意図が読み取れる。フォーラムでは副大統領が、「インドネシアが世界ハラールセンターの役割を目指す」との誓約発表も行った。

2) ハラール性保証システム（HAS）研修会

二日間にわたる研修会は、LPPOMが主催し、インドネシアが教宣するハラール認証基準、ハラール性保証システムの研修であったが、15ヶ国から約60人が参加した。拓殖大学イスラーム研究所科学委員会委員もこれを受講し、認定証書を受領した（写真）。

研修会の主な内容は、①ハラール認証の手順、②植物・動物由来製品及び微生物・その他由来製品の物質的知識と検査の重点項目（Critical Point）、③HASの重要性と必要条件、④HASの文書管理及び実行、などであった。



セミナー受講認定書

LPPOM MUIは、この種のセミナーを定期的に開催する計画で、インドネシア向けハラール製品の輸入に当たっては、このセミナー受講認定書を保有した査察官の立会いを、各國の認定書発行機関に對して義務付けたいとしている。

3) 世界ハラール評議会（WHC）統一ハラール基準の討議会

WHC参加諸団体などの討議を経て、下記ジャカルタ宣言を採択し、今後、WHCをベースに統一ハラール基準を作成する必要性を訴えた。

LPPOM MUIは、彼らのハラール基準を国際的なスタンダードに認知させたい意向である。今回の討議会ではWHC諸団体に加え、マレーシアのJAKIM、シンガポールのMUIS代表も招待されていて、インドネシア基準がWHCという「国際機関」のなかでお墨付きを得るためのアピールだと思われる。

（注）9月30日～10月3日トルコ・イスタンブルで開催されたWHC年次会合で、LPPOM局長が、WHC事務局長に選出され、ジャカルタに事務局を置くことが決まった。

ジャカルタ宣言文

We, the PARTICIPANTS of the 'International Meeting on Halal Standards' held on the 25th day of July 2010 in Jakarta-Indonesia, realizing the need to formulate and adopt a uniform World Halal Certification Standards for the Halal Certification Bodies/Authorities since 1999, do hereby agree to utilize the research and presentations during this meeting in order to expedite formulation and adoption a uniform World Halal Certification Standards.

In Witness Whereof, we hereby affix our representative signature to this declaration this 25th day of July 2010 in Jakarta-Indonesia

4) アーイシャ・グリンドラ女史への感謝状

1993年から2006年までLPPOM MUI第二代事務局長を務めたアーイシャ・グリンドラ女史へ感謝状が贈られた（写真）。

アーイシャ・グリンドラ女史は、93年LPPOM事務局長就任時、ボゴール農業大学の研究者を、LPPOMの研究機関・査察官として採用し、ハラール製品の啓蒙活動の科学的なサポート体制を作り、更に99年には、WHCをジャカルタで設立し初代の会長に就任した。LPPOMは、今回のフォーラムを通じて、インドネシア主導の下にWHCの国際的権威を高めようとする意図で活動していたが、これはその一つの活動でもあった。



アーイシャ・グリンドラ女史

イスラーム世界連盟創立50周年記念会議に参加して—報告（1）

イスラーム研究所客員教授 **徳増公明**

今年、サウジアラビアのマッカにあるイスラーム世界連盟（ラービタ）が創立50周年を迎えた。それを記念した会議が、7月31日から8月2日までマッカで開催され、招待された。参加者は70カ国からの招待客を含んだ約300名で、半世紀に亘りイスラームの布教と紹介のために活躍したラービタの貢献を称えると共に、ラービタの現状と将来を語る会議であった。会議のテーマは「ラービタの現状と未来」で、アブドッラー・国王の挨拶（第二副首相ナーライフ殿下代読）等の来賓挨拶の後、すぐに会議に入り、3日間に亘り7セッションが朝から晩まで継続された。最終セッション後、会議の声明文が発表された。その中の採択された勧告書を紹介する。

勧告書：

会議はセッションを通してムスリムが生きている社会の実態を発表した後、議論した。そして、ウンマ（イスラーム共同体）の栄光の回復を妨害する内外からの挑戦に対して、いかに対応するかについて話し合った。また会議にはラービタ、ラービタ関連機関、各国のイスラーム団体、ラービタと協力する団体が、ムスリムが直面する問題を解決するため参加し、彼らの状況改善のためにはラービタの努力を必要としていることを確認した。

1) 布教と教育

会議は、預言者ムハンマドが人々に伝えた慈悲の啓示を全人類に知らせる最も重要な手段は布教と教育であることを確認した。

「われは全人類への吉報の伝達者または警告者として、あなたを遣わした」（クルアーン34章28節）「われは只万有への慈悲として、あなたを遣わしただけである」（同上21章107節）

イスラームを世界中にもっと普及させるため、イスラーム世界内外の公的努力と庶民の努力の相互協力が要求される。そのために、以下のことを呼びかける。

1－布教と教育のカリキュラムを作成するためのイスラーム諸国政府の支援を要請する。ダッカで開催された第6回イスラーム首脳会議で合意された、イスラーム布教協力への呼びかけ、教育カリキュラムの向上、イスラーム教育の世界的普及を適用する。またイスラームの基本と価値を世界の人々へ知らせる。

2－ジェッダで開催された第6回イスラーム諸国外相会議で決議されたイスラーム諸国への勧告を宗教関係機関の協力を得て、実行する。

3－アブドッラー・ビン・アブドルアジーズ国王の名を冠したラービタの世界的研究所をラービタ内に設立する。そこではムスリム少數国における宣教者、イマーム、法勧告者の育成を行う。彼らが自分たちの社会でムスリムたちを指導することができるようになるためである。またイスラームについての誤った姿を是正し、イスラームの真実と文化的な遺産を紹介するためである。

4－ラービタはイスラームの布教や教育を必要としている国々へ、宣教者、イマーム、教育者を増派する。特に歪曲された布教で苦悩しているアフリカにはその努力を強化する必要がある。

5－イスラーム大学やイスラーム研究所は、宣教者、イマーム、説教者を養成したり、子供たちへの奨学金支給でイスラーム社会を援助したり、かれらに正しい信念や正しい行為を守らせる研究所や学校を開設したりするための定期会議を開催する。

6－クルアーン、ハディースにおける科学的奇跡についての世界的研究機関を、この分野におけるイスラーム公的機関と調整して設立する。それによって、その研究機関が発表したクルアーン、ハディースの奇跡についての紹介が世界のイスラーム諸機関やイスラーム・センターにとって有益となるようにする。

7－預言者と預言者への支援を紹介している国際センターを独立した国際機関へ移行する。国際センターのカリキュラム、活動、同国際機関への協力をより発展させるためである。

8－イスラーム諸国の文部省・教育省は宗教のカリキュラムにイスラームの中庸性をとりいれるよう調整する。

9－イスラーム諸国外の協力関係大学にイスラーム研究のための講座を設ける。

その役割は、イスラームの紹介、イスラームの誤解の訂正、人類が必要とする和解・独立・公平を求めるイスラームの基本についてのメッセージを普及させることである。

10－非アラブ諸国のムスリムの子供たちのイスラーム理解を支援するため、イスラーム諸機関の間でアラビア語教育の協力を進める。

2) イスラーム共同体（ウンマ）の連帯

1－会議は、イスラームにおける同胞意識がムスリムたちを結びつけ、肌の色や人種の違いを超えて彼らを結び付ける絆であることを指摘する。「信者たちは兄弟である」（クルアーン49章10節）。また会議は、ムスリム間の協調、および彼らが直面する問題に対して、彼らを保護し、彼らの利益を守るために協力しなければならないことを確認する。また人類の文明をよりよいものにするためにもムスリムが協力することを確認する。

2－会議は、この連帯についてより深く理解しあい、ウンマの重要性を思い起こすため、ラービタが会議を継続的に開催することを要請する。また会議は、ウンマの連帯についてのムスリム間の意見の相違や不一致の危険性について警告する。またイスラーム団体、イスラーム諸国に対して、ウンマの連帯を強化するためのカリキュラムの準備をするように呼びかける。またムスリムの学者たちにイスラーム諸国の人々が一つにまとまる、分裂・不一致は危険であることを覚醒させるように呼びかける。「あなたがたはアッラーの絆に皆でしっかりと縋り、分裂してはならない」（3章103節）

3－会議は、ムスリムたちの声を集め、ムスリムの諸機関間の協力と調整の実現に積極的に尽力するラービタを称賛する。また以前イスラーム諸国連盟設立の呼びかけをしたラービタを評価する。これは故ファイサル国王がラバトの第一回イスラーム首脳会議で取り上げ、イスラーム会議機構設立に基づいて決議されたものであった。

4－会議は、ラービタが開催するムスリムの学者や思想家の世界的会議を評価する。何故なら学者はイスラーム同朋愛の基礎や、ムスリム連帯の堅固さや、ウンマが直面する問題への対応に大きな影響力を持つからである。会議は、イスラーム暦1427年の第一回会議「イスラーム・ウンマの連帯」の声明で発表されたイスラーム協定をラービタが実行することを要する。

5－会議は、ラービタのイスラームの共同活動に対する努力の重要性を確認する。そしてラービタにイスラーム諸国政府とその国々の市民団体との協力関係の強化を呼びかけ、また共同活動を発展させるための準備専門委員会を設立するよう呼びかける。また会議は、ラービタがムスリムを取りまく問題局面に対応する方法を論じたり、それらを解決するために合同で協力し合う枠組みを作成しイスラーム諸国からの世界イスラーム使節団の訪問を実現させたり、イスラーム諸国首脳やイスラーム大学・組織の責任者の会合を実現させたことを評価する。

6－会議は、トルコ国民と政府がアラブ・イスラーム諸国とその他の国々との関係を持続し、政治的・経済的協力をを行いながら、パレスチナ問題に対しても関わりを持つことに、努力していることに対して称賛する。

7－会議は、ムスリムの努力を混乱させ、ムスリムを分裂させようとする集団や党派のやり方に対して警告する。また会議は、ムスリムに対してイスラームの連帯を保持するように呼びかける。「本当に、あなたがたのこのウンマこそは、唯一の共同体である」（21章92節）

3) イスラーム諸国民の問題

会議は、ムスリム共同体に重くのしかかる大きな問題について、また一部のムスリムが世界の紛争地域で圧制、迫害、追放で危険に晒されていることについて討議した。そして会議は、それらの諸問題についてのラービタの努力と奉仕活動について明らかにした。それらの問題とは次の通りである。

1－パレスチナ問題は全てのムスリムを悩ませる問題である。会議は、イスラーム諸国の指導者や組織に対してパレスチナ人の権利、独立国家樹立、その首都をエルサレムとする彼らの権利を引き続き守り続けることを要請する。

2－会議は、シオニズムによるエルサレムのユダヤ化、ユダヤ人によるパレスチナ人アラブ化の抹殺、ユダヤ教会建設、マスジド・アカサーのユダヤ遺跡併合を非難する。また会議は、パレスチナ人民が根絶されたり、飢えたり、抑圧者が倫理や国際憲章など全ての国際基準を軽視し、封鎖するすることで彼らを危険に晒していることを否認する。

3－会議は、国連機関、ユネスコ、平和国際機関がイスラエル政府が計画しているマスジド・アクサーの破壊を止めさせるように要求する。

4－会議は、マスジド・アクサーはムスリムのものであり、イスラームの最初の礼拝の方向であったことを世界中の人々にキャンペーンするように各国政府、イスラーム機関および報道機関に要求する。5－会議は、パレスチナ人から家や土地を没収し、彼らの土地から彼らを追い出すことを目論むイスラエルのユダヤ人定住政策を拒否する。そして会議は、アラブ連盟やイスラーム諸国会議機構がこの件で採択した措置を支持する。

6－会議は、世界の国々、諸機関、諸国民に抑圧者イスラエルの封鎖で閉じ込められているガザ地区住民の過酷な苦しみを終結させるため全力を尽くすことを急がせる。また会議は、イスラーム諸国会議機構やアラブ連盟がこの件を追求し、ガザの人々を援助し、彼らの抵抗を支援し、彼らの封鎖を解除し、彼らに緊急支援することを勧告する。

7－パレスチナ人の人権や国際法憲章に違反するシオニズム当局の圧制、迫害に対応するための有力な知的、法的専門家集団が参加する国際法律委員会を立上げるよう求める。

8－会議は、ムスリムが母国を守るために装備を準備することを重視する。特にイスラエルはムスリムの安全を脅かす強力な核兵器を所有している。会議は、アラブ諸国やイスラーム諸国の政府がイスラエルの核武装について国際法の適用を採用するように国際関係機関に呼びかける。

9－会議は、ラービタのイスラーム関連の闘争をとりなす努力を重視し、称賛する。例えば、フィリピンでの休戦合意の際のラービタの役割、スーダンのダルフル紛争の休戦協定時のラービタの役割などムスリム間の問題解決に協力するように呼びかけるラービタの努力を称賛する。

10－会議は、スーダンの国民と国土の統一において、分割を目的とした分離傾向を非難する。ラービタはスーダンの部族間の利益を実現するために、イスラーム使節の結成を呼びかける。

11－会議は、イラクの領土と国民の統一を重視する。そして各、アラブ団体、イスラーム団体にイラク国民の苦しみを和らげるための救済援助を提供するように呼びかける。また騒乱をイラクから遠ざけるため、イラクの領土に侵入する偏った思想を持つ集団からイラクを守るため、アラブとイスラーム諸国の協力と行動を呼びかける。

12－会議は、ムスリム同胞としてイラク国民を見守ることを重視する。そして多くのイラク人が殺される原因となった分裂、宗教的・部族的争いや騒乱を遠ざけ、イラクが統一することを切望する。会議は、信仰が敵対行為により危険に晒されていることを容認できない。

13－イラクの政治、宗教、社会、文化の指導者たちとイラク国内問題について話し合うため、イスラーム使節を結成し、彼らをイラクへ訪問させる。そして

宗教、政治、部族の指導者に和解と相互理解とイラク統一を急がせ、各分野発展のために協力する。

14－ソマリア問題とその紛争を解決するため、またソマリアの人々の安定と安全を取り戻すためにラービタはイスラーム使節を結成する。

15－会議は、国際司法裁判所の判決に従いコソボ共和国の独立を認めるように世界各国に呼び掛ける。また国家建設を完成させるため、コソボ市民に援助を提供する。

16－カシミール住民を援助し、かれらの問題解決を支援する。1947年国連が発行した決議によれば最終的にはカシミールに自由は与えられている。

4) ムスリム少数派

会議は、非イスラーム国ムスリム少数派の状況を調査し、次のことを確認した。ムスリム少数派はイスラーム共同体（ウンマ）の一部である。彼らは自分たちの社会でイスラームを紹介する努力をし、ゆがめられたイスラームの姿を正す努力をしている。彼らは住んでいる国の法律を遵守するように求められている。自分たちのアイデンティティーを守りながら社会の中で積極的に行動している。またその社会の道徳、社会、経済、環境問題に対してイスラーム的解決を提供している。

会議は、ムスリム少数派について、つぎのような勧告を出した。
1－非イスラーム国ムスリム少数派を支援する世界イスラーム機

関をラービタが設立することを重視する。その機関はその少数派の問題を調査・検討し、彼らがその社会に一般市民として参加することを阻害するものに対して、支援を提供する。

2－ラービタが世界イスラーム団体の第二回会議を開催することを重視する。これはマッカでイスラーム暦1394年に開催されたイスラーム団体の第一回会議で決議した基本原則に従い、諸団体と諸イスラーム・センターとの間の協力と調整についての戦略を練るためにある。

3－会議は、ラービタとその関連機関、特に世界イスラーム救済機関の努力を称賛する。そして、ラービタが救済、発展、教育の面でムスリム少数派の社会及び貧しいムスリム社会に大きな影響を与えたことを誇りに思う。

4－会議は、ラービタにムスリム少数地域における女性や青年の団体への支援に最大の努力をするように呼びかける。またラービタに、かれらがイスラームのアイデンティティーを守るプログラムを実行する上で援助し、イスラーム諸国政府に対し、イスラーム・センター、イスラーム団体、国際人権団体と一緒にになって、ムスリマ（女性信者）を守るために協力をするよう要求する。また会議は、女性と家族の世界イスラーム団体に対して、イスラーム女性団体と協力して、女性関連事項をフォローアップするための業務を立ち上げるよう呼びかける。

5－会議は、ヨーロッパのいくつかの過激な党や団体がムスリマのヒジャーブ着用に反対していることを拒否する。ラービタとイスラーム諸国会議機構はヨーロッパ諸国政府とこの件での話し合いを要求している。ムスリマの要求はシャリーアの女性の衣服に関する規範に従うもので、制限されるものではない。

6－会議は、ラービタとその世界中の支部がイスラーム団体と協力してイスラームを紹介していることを称賛する。その協力によって、他の宗教がイスラームを受け入れられるようになり、少数派ムスリムも受け入れられている。

7－会議は、ヨーロッパのいくつかの国でムスリムを代表する委員会の設立にラービタが支援していることを評価する。委員会はその地域での法律の枠組みの中で彼らの問題を解決している。会議は、ラービタに他の国でもこの委員会を増やしていくことを要請する。

8－会議は、ラービタにムスリム少数派の国でのマスジドの状況についてフォローアップするように要請する。またそのいくつかの場所で発生したミナレット建設禁止の決議を否認する。

9－会議は、マスジドがない首都にマスジドを建設するというラービタの事業を称賛する。マスジドを必要としている場所にマスジドやムサッラーをつくることに参加するように呼びかける。ラービタのマスジド最高委員会に、特に東ヨーロッパのムスリム少数派が建設を拒否されたマスジドやワクフ（寄進財産制度）を復活させるため、引き続き努力するよう要請する。

5) 文明対話

会議は、アブドッラー・ビン・アブドルアジーズ国王が行った文明対話のフォローアップの重要性を確認する。世界の人々や団体にこれに参加するよう呼びかける。これは人類の相互利益実現に向かう新たな人間関係の1ページを開くものである。会議は、ラービタに次のことを呼びかける。

1－世界的イスラーム対話機関の早急な設立の必要性。その設立についてはイスラーム暦1429年に開催されたイスラーム対話会議でイスラーム学者が決議し、発表されたマッカ宣言に明記されている。

2－「アブドッラー国王世界対話講座」と名付けられる講座を対話に関心をもつ世界中の大学に開設する。この件については既に国王に知られており、ラービタにその実行を要請した。

3－非イスラーム国ラービタ機関は以前の対話集会で公表されたことに従い、その地域の宗教指導者、文化人たちと対話プログラムのフォローアップをする。

4－ユネスコと対話分野で協力する。またユネスコが2007年に発表した人権の内容については、表現の自由に賛同する。

5－ラービタは世界に良い反響を与えるようなプログラムは精力的に継続していく。また宗教や文化に関心のある人々と地域的、世界的会議や対話シンポジウムを行う回数を増やし、その会議を世界の重要な文化の中心都市で開催することとする。また世界イスラーム対話会議が決議したようにイスラームのアイデンティティーを守りながら、参加者には学者やジャーナリスト等も含めることが重要であることを確認する。

(続く)

正統四代カリフの時代－アーバクル（7）

イスラーム研究所 所長 森 伸生

（前回からの続き）

いよいよ、アーバクルは隊商を率いてマッカへ向かって出発した。旅の途中、預言者出現への期待が膨れるばかりであった。

アーバクルの一行はようやく長い旅を終えて、マッカへと辿り着いた。久しぶりにマッカを囲む山の頂からマッカの町を臨むと、出迎えの人々がいつもより騒々しく出迎えるではないか。何か町で起こったのかも知れない。隊商の人々の心に一抹の不安が過った。

出迎えの者達がアーバクルの一行に駆け寄り、互いに抱きあう間もなく、一気にまくしたてるのであった。

「聞いていないのか。あなた方が出発してからクライシ族の者は落ち着かない日々が続いているんだよ。」

「クライシ族に何があったんだ。」

「ムハンマドが気がふれてしまったんだよ。」

「えっ、どんなふうに？」

「アッラーが使徒を遣わしたそうだ。それがムハンマドだと！そして彼は、我らの神々に警告しているんだから、どんでもないことだよ。」

それを聞いていたある者が吐きするように言った。

「ほっとけ、ほっとけ、そんなことは今までに飯を食べる間に何度も起つたことか。」

それぞれに好き勝手なことばかりを言い合って、その場は騒然とした。その中で、一人落ち着いた者がアーバクルに近付き静かに事の次第を語った。アーバクルはそれを聞いて、喜びのあまり嬉し涙を流しそうになったのを必死に堪えた。

マッカの入り口で、アーバクルはマフズーム家の家長アーバジャハルとその仲間に出会った。お互いに挨拶を交わした後で、おもむろにアーバジャハルが話し始めた。

「アティークよ、もうすでに、お前の友について耳に入ったかな。」「正直者のムハンマドのことかな。」

「そうだよ、ハーシム家の孤児のことだ。」

「アーバジャハルよ、あんたは彼の言っていることを聞いたのかね。」

「ああ、聞いた。誰もが聞いている。」

「何と言ったのだ、彼は。」

「あれが言うには、天に唯一なる神があり、その神は使徒を遣わし、その神だけに仕えるようにと。そして、事もあろうに、我々の祖先が仕えていた全ての神々を否定したのだ。」

「アッラーが彼に啓示を下したとは言わなかったか。」

「その通り。」

「アッラーが彼にどのように語ったかを言わなかつた。」

「あれが言うには、ジブリール（ガブリエル）がヒラーの洞窟に下りてきて、それから……」

これを聞いていたアーバクルの顔は見る見るうちに、全ての光が彼の顔に集中しているかのように輝きだした。彼は静かにそして慎重に口を開いた。

「彼が述べたのであれば、それは真実である。」

アーバジャハルは自分の耳を疑った。何の戸惑いもなく、ムハンマドの言ったことを信じるとは、彼には到底考えられなかった。他の人々も同じであった。アーバクルの言葉に驚き、それは瞬く間に、町中の噂になった。アーバクルは人々の騒ぎを後にして、家族のもとに帰り旅の疲れをいやした。

「彼が述べたのであれば、それは真実である。」

ムハンマドに全幅の信頼を寄せたこの言葉こそ、これから彼の人生を決定した一言であり、信仰の在り方を後世に示した一言である。

アーバクルは賢明さ、天性的直感、論理的思考力など彼の持っているものすべてで人間を見る目が肥えていた。そのようなアーバクルはムハンマドと長い年月を共に過ごし、彼の中に完全な人間として模範を見いだした。

このような中で、アーバクルは偉大なる報せを聞くや否や、即座にこれから自分のすべき役割について無意識のうちに心構えていたのであった。それが、「彼が述べたのであれば、それは真実である。」の一語となって現われたのであった。アーバクルにとって、ムハンマドの言った事が真実が嘘か問題ではなく、人々が伝えているようにムハンマドが言ったかどうかが問題であった。

人が人を信じるとき、まず調べたり、疑ったり、試したりするが・・アーバクルの場合は違っていた・・

（次号に続く）

研究会報告

【平成22年度第4、5回タフスィール研究会開催】

今年度第4回目のタフスィール（クルアーン解釈）研究会が、9月25日午後2時より文京キャンパスC館で開かれた。講師は遠藤利夫氏でクルアーン第6章80～103節を解説した。また第5回目のタフスィール研究会が11月27日午後2時より文京キャンパスC館で開かれた。講師は徳増公明氏でクルアーン第6章104～128節を解説した。

محتويات العدد

1. تقرير محاضرة إسلامية: "بدایات تطبيق الشريعة الإسلامية في الاندونيسيا".

رئيس معهد دراسات الشريعة: نوبونو موري

2. تقرير عن المشاركة في الهيئة العامة لمؤتمر الحلال الدولي الثامن.

عضو لجنة الشريعة بمعهد دراسات الشريعة: توشيتو إندو

3. تقرير عن المشاركة في "معرض منتجات الحلال الصحية" - أسطنبول

عضو لجنة الشريعة بمعهد دراسات الشريعة: توشيتو إندو

4. منتدى الاندونيسي الدولي الأول للحال.

نائب رئيس اللجنة العلمية بمعهد دراسات الشريعة: إيزو كوباياشي

5. تقرير عن المشاركة في المؤتمر الخاص بالذكرى الخمسين لتأسيس رابطة العالم الإسلامي.

أستاذ زائر بمعهد دراسات الشريعة: كيمياكي توكماسو

6. مقال: "الخلفاء الراشدين (7)"

رئيس معهد دراسات الشريعة: نوبونو موري

أخبار المعهد: الدورة الرابعة والخامسة لدراسات التفسير (سورة الأنعام)